

令和7年度第1回羽村市福祉施策審議会 会議録	
日 時	令和7年6月19日（木曜日）午後7時～午後9時
会 場	市役所4階 特別会議室
出席者	会長：川村孝俊、副会長：志田保夫、委員：井上克巳、石川美紀、渡邊奈穂子、櫻木次男、三井清乃、小宮國暉、関谷達夫、栗原悦男、梅山政尚、藤田美代、鈴木由希、渋谷清、関口英代
欠席者	なし
議 題 (「7」以降 が議事)	1.委嘱状交付 2.市長挨拶 3.委員及び職員紹介 4.審議会の所掌事項 5.会長及び副会長の選任 6.諮問 7.審議会の傍聴及び議事録の取扱いについて 8.審議予定事項及び会議日程について 9.審議 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉制度におけるサービス等の現状と今後の方向性 ・心身障害者福祉手当
傍聴者	なし
配布資料	会議次第 席次表 資料1 審議会委員名簿 資料2 審議会条例 資料3 諮問（写） 資料4 審議会傍聴に関する定め（案） 資料5 会議録の作成及び公表等に関する基準 資料6 審議予定事項 資料7 会議日程（案） 資料8 障害福祉制度におけるサービス等の現状と今後の方向性 資料9 心身障害者福祉手当
会議の内容	1. 委嘱状交付 <市長より各委員へ委嘱状の交付>

2. 市長挨拶

(市長)

皆様方には審議会委員への就任をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、第1回羽村市福祉施策審議会に、公私とも御多用の中、また夜分にもかかわらず、御出席をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本審議会は、専門的立場の方をはじめ、さまざまな団体の代表の方、公募によります市民の方を含め、計15名の皆様方に審議会委員をお願いしまして、時代の変化に対応した福祉施策・福祉サービスにつきまして、さまざまな角度から御審議をいただくことになっております。

羽村市にとって最善の福祉サービスのあり方につきまして、御審議いただき、答申を賜りたいと存じます。

3. 委員及び職員紹介

<事務局より委員、事務局職員の紹介>

4. 審議会の所掌事項

<事務局より審議会の所掌事項等を説明>

5. 会長及び副会長の選出

<羽村市福祉施策審議会条例第5条の規定に基づき、事務局から各委員に会長及び副会長の互選について意見を求める>

(委員)

<福祉行政に詳しい川村委員を会長に推薦したいとの意見あり>

(事務局)

<各委員に確認>

<委員全員承認>

<会長：川村委員に決定>

(委員)

<社会福祉協議会で経験のある志田委員を副会長に推薦したいとの意見あり>

(事務局)

<各委員に確認>

<委員全員承認>

<副会長：志田委員に決定>

<会長及び副会長あいさつ>

(会長)

皆様の推薦により会長を務めさせていただくことになりました。一言で福祉施策と言いましても、幅広いわけですけれども、羽村市民の一人として羽村市の福祉の向上について何か御協力できることがあればと考えております。皆様の御意見をいただきながら、最終的にそれをまとめて市長に答申したいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願ひします。

(副会長)

皆さんの推薦によりまして、副会長を拝命いたしました。社会福祉協議会に籍を置くものとして、微力ながら、皆様と一緒に、この会を進めていきたいと考えております。

6. 諒問

<市長から会長へ諒問>

[諒問事項]

時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策について

7. 審議会の傍聴及び議事録の取扱いについて

<「羽村市福祉施策審議会会議の傍聴の定め（案）」及び「会議録の作成及び公表等に関する基準」により事務局から説明>

(会長)

ただ今、事務局から傍聴に関することと、議事録に関することの説明がございましたが、御質問はございますか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、審議会の傍聴及び議事録の取扱いについては、事務局から説明があった方法で進めさせて頂きたいと思います。本日は傍聴の方はいませんか。

(事務局)

いません。

8. 審議

- ・障害福祉制度におけるサービス等の現状と今後の方向性
- ・心身障害者福祉手当

(担当課) <事業の概要説明>

(障害福祉課)

障害福祉課においては、今回の審議会では、心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当、理容等サービス費用助成、機能回復施術費用助成について御審議いただく予定であります。

審議事項に入る前に、障害福祉制度におけるサービス等の現状と今後の方向性について説明をいたします。

障害福祉制度の充実により、障害福祉サービスの利用者数は年々増加し、多くの方々の生活を支える重要な基盤となっております。

一方で、それに伴い、全国的に障害福祉サービス等にかかる費用も増加傾向です。

羽村市では、限りある財源について、工夫を凝らし、各施策の着実な推進を図ってきたところですが、税収減などによる歳入の減に対し、サービス費などの経常経費は増加し、財政的には厳しい状況にございます。

今後も不透明な社会経済情勢を背景に、市税収入は大幅な增收を見込めない状況であることから、必要な支援を必要とする人に届けるために、持続可能な支援を目指して、これまでの支援を捉え直し、必要に応じて見直していくことも必要であると考えております。

こういった状況を踏まえ、委員の皆様におかれましては、各審議事項について、今後の望ましい方向性などを御審議いただければと存じます。

それでは審議事項であります、心身障害者福祉手当について御説明いたします。

心身障害者福祉手当は、知的障害及び身体障害のある人に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図ることを目的としております。

金額は月に都手当は15,500円、市手当は12,000円であり、一定の所得要件や年齢要件がございます。

障害のある人へのサービスは制度改正を経て、充実に向けて進んできており、利用される方も増加し、必要な支援を受けながら、社会参加や在宅での生活を送られています。

市独自の心身障害者福祉手当につきましては、他市と比較すると、高額でございます。

今後の方向性について検討が必要な時期ではないかと捉えて

おり、先ほどの障害福祉制度全体の変遷や各サービスの状況を踏まえ、心身障害者福祉施策の今後について、御見解をいただければと考えております。

(委員)

他の自治体との比較というのは、本当に必要なことなのか、その意味があるのかお聞きしたい。

(担当課)

国の定める障害福祉サービス等については、他市も同様の状況があると考えられますが、自治体独自の手当など、他市の状況と比較して違いがある場合については、そちらを踏まえて御意見をいただきたいと考えております。

(委員)

障害者への手当等の市の支出を、単なる給付と捉えるのではなく、将来の労働力を担う人材育成のための投資と捉える視点も重要ではないでしょうか。

(委員)

障害者手当等を単なる他市との比較だけで検討するのではなく、時代背景等も含めて詳しく教えていただきたいです。

手当については、物価の上昇も加味する必要があり、財政状況とのバランスが難しい問題ですので、勉強したいと思います。

(担当課)

心身障害者福祉手当につきましては、昭和40年代に、市手当3,000円台、都手当5,000円台ぐらいから開始しております。

その後、500円ずつ徐々に上昇し、市手当については、平成6年に12,000円となり、それ以降は手当の額は据え置きという状況です。

(委員)

八王子市、町田市など人口も財源も豊かな地域が、市独自の心身障害者福祉手当を支給していない理由を教えていただきたいです。

(担当課)

八王子市と町田市が支給をしていない理由については、手元に情報がございません。

(会長)

委員の方で、八王子市と町田市の御事情がおわかりになる方はいらっしゃいますか。

次の機会に、もし情報があれば提出していただけるとありがた

いと思います。

(委員)

この審議会の主な目的をお伺いしたいです。

(事務局)

この福祉施策審議会というのは、福祉に関する関係者の皆様に広く意見を聞くというのが大きな目的となっております。

(委員)

諮問資料の中に「緊急性・必要性の高いサービスの充実にシフトしていくため」という言葉があります。この「緊急性・必要性の高いサービス」というのは、重篤になった方や日常生活に不便をきたす方に向けたサービスと捉えてよろしいでしょうか。

(事務局)

この緊急性という言葉に関しては、特に重篤になった方や日常生活に不便をきたす方だけではないと考えております。

実際、高齢者の施策などにつきましては、介護予防が非常に重要と捉えております。

シフトという言葉に違和感を覚えるかと思いますが、全て違うものに変化していくというよりは、少しずつ形を変え、皆様が利用しやすいよう改善するという意味もあります。

(委員)

私は福祉に関する仕事に長年携わる中で、ギリギリまで我慢して、寝つきりになってから手を打つという現場を目の当たりにしてきました。

高齢になっても、障害があっても、その人らしい生活が送れるよう、予防の考え方を取り入れていただければと思います。

(会長)

私の記憶によれば、様々な手当が出てきた理由の一つに、最初は障害者の支援制度がそこまで充実していなかったため、補填する意味合いで、手当が出てきて、その後、支援制度が徐々に充実し、障害者の方々がサービスを利用できるようになってきたという経緯もありますので、時代の変遷ということも含めて、今後の手当の在り方について考えていくと良いのではと思っています。

(委員)

私が町内会や友愛訪問員の活動に携わる中で感じることは、羽村市は、障害者に対する支援は手厚く、高齢者に対する支援については不十分であると感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

現在の高齢者施策については、介護保険によるサービスについては、一定程度、充実してきていると捉えております。

障害者の方々の生活に関しては、これまでサービスも殆どないような状況であった中で、その分手当を支給してきたという経緯がございます。

高齢者の方々に対しては、フレイル予防や、専門職の方々と協力をしながら、健康寿命を延ばす取り組みを進めているところでですが、全ての方々に手厚く支援するとまではいかない状況であると思っております。

(委員)

都の手当の場合は、重度の方に対して支給している印象があります。

羽村市の手当は、都の手当の対象にならない軽度な方へ手当を支給しているということでしょうか。

(担当課)

そのように捉えています。

(委員)

手当の議論も重要ですが、市民の集まる場所の確保が、福祉の視点からも大切であると考えています。

最近は、コミュニティセンターの冷房設備に不具合があったと聞いています。

スポーツセンターの天井材が落下し、障害者スポーツレクリエーション大会が中止になるなどの問題も発生しています。

障害者スポーツも盛んになっていますので、手当の検討だけでなく、公共施設の老朽化問題にも目を向ける必要性を感じております。

(委員)

障害者の就労について、以前は、電動車いすに乗りながら仕事をすることは考えられなかったが、時代が変わり、今やパソコンを使ってリモートで在宅ワークできるようになってきています。

障害者の就労支援を充実させることが、障害者の方の生活支援に有効ではないでしょうか。

(副会長)

少子高齢化に伴い、働き手の不足を痛感しております。

人材不足でサービスをやめざるを得ないような状態の事業所もあり、全国的に同様の問題が起きているのではないかと感じて

います。

(委員)

羽村市の人口は減少傾向にあるのに対し、障害者の人口や支援に要する経費は増加傾向にあるということは、よく考えたほうが良い問題だと思います。

(委員)

私は、社会貢献をしながら健康寿命を延ばし、市の施策の世話をにならない生き方を、日頃テーマにして生活しています。

羽村市の人口は、現在5万数千人で、2065年には3万数千人になると推計されていますので、住民税等の税収が減るとともに、生産労働人口も減少しますから、人手不足になるのは確実です。

私はフレイル予防活動に携わっておりますが、指導者が見つかりません。

町内会の催しの際、「催しがありますよ。」というと、参加してくださる方は大勢いますが、「活動に協力してくれますか。」というと急に減るんですね。

そういう運営側の人手不足という課題も含めて、アイデアを出していけたら、もう少し支援の幅も広がってくるのかなと思います。

(委員)

八王子市や町田市は、市の手当がない代わりに、具体的にどのような取り組みをされてるのか、参考までにお調べいただければ、意外なヒントが得られるのではないかと思う。

(会長)

本日の議題についてまとめに入らせていただければと思います。

心身障害者手当の額については、非常に難しい検討事項であると思われますが、今後、障害者の就労支援や、住民活動の増進のための取組について知恵を出し合うことにより、障害福祉制度の充実を図ることで、障害のある方の生活の質の向上につながっていくのではないか、とまとめさせていただきます。

本日は、委員の皆様より様々な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

その他

(会長)

最後に、その他ということで、事務局のほうから何かござりますか。

<事務局から、委員報酬及び次回以降審議会の日程について各委員に説明>

(事務局)

次回以降の日程について連絡させていただきます。

次回は7月16日水曜日、3回目は8月27日水曜日、4回目は10月29日水曜日、いずれも午後7時からでお願いいたします。なお、会場はいずれも今回と同じ特別会議室になります。

(司会)

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。